

スロースペース 規則

<総則>

第1条 団体名称

本会の名称は、スロースペースとする。

第2条 団体所在地

本会の所在地は、代表自宅とする。

<目的と活動>

第3条 目的

本会は、ハンドメイド、クラフト、創作活動の好きな人の活動の場とし、つくることの楽しみをわかちあうこと、また空間を共有することによって地域や人との繋がりを作ることを目的とする。

第4条 活動内容

本会は、第3条に定める目的に従い、下記に定める活動を行う。

1. 各自材料を持ち寄って作品を作る手芸サークルの定期的な開催
2. 材料費を徴収するワークショップの開催
3. 会員のハンドメイド作品を販売するための即売会等への参加および、会場へ搬入できない会員の作品の委託販売
4. その他、目的の達成に必要な活動

<会員>

第5条 会員

本会の会員は、活動目的に賛同し、本規約を承諾することを条件とし、次の2種とする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して運営に参画するため次の各号の連絡先を登録し、議決権を持つ者とする
 - a. 氏名
 - b. 住所
 - c. 電話番号
 - d. LINEアカウント
2. 賛助会員 本会が主催する催し物へ参加する、議決権を持たない者とする

第6条 入会

本会への入会を希望する者は、本会を見学参加し、賛助会員については、正会員へ入会の意志を伝えるものとし、正会員については、正会員へ入会の意思を伝えて正会員全員による承認を得るものとする。

第7条 脱会

会員の都合により脱会するときには、本会宛にその旨の届け出を行うものとし、脱会の届け出はいつでも行えるものとする。

第8条 除名

会員が本規約のいずれかに違反した場合、また本会および他人に対し、著しく迷惑をかけた場合、役員で協議の上、除名できるものとする。

<役員>

第9条 役員

本会は、次の役員を置き、任期は1会計年度とする。ただし、再任用は妨げない。

1. 代表 1名 ...会を代表し、統括する。
2. 会計 1名 ...会の出納その他の事務に従事する。
3. 監査 1名 ...会の会計を監査する。

第10条 選任

役員は総会において、立候補もしくは推薦された会員の中から、会員の過半数の同意をもって選任する。

第11条 解任

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 役員を解任された場合は正会員としての地位は失うが、別途、除名の議決がない限り賛助会員としての地位は失われない。

<会議>

第12条 本会の会議は、総会及び臨時会並びに役員会とし、代表が招集し、次の事項について決議する。

1. 総会 年1回2月に開催するものとして代表が招集し、新役員の選任、規約の改正、決算報告、その他会の運営に関する事項を決議する。
2. 臨時会 会員の5分の1の者の要請で、代表が招集する。
3. 役員会 総会の委任事項、その他必要と認めた事項を決議する。

<会計>

第13条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日から3月31日までの1年とする。

第14条 会費

本会の活動にかかわる費用は、参加の都度、参加した会員から徴収するものとする。また投げ銭箱の設置を行い、寄付を募るものとする。収集した会費・寄付金は、会の開催の都度、役員へ報告する。

2 本会の活動にて正会員が提供する資材を賛助会員が消費した場合、会は提供した会員に対し材料費相当額の補填を行うが、提供した会員は消費した会員に材料費相当額の寄付を募るものとし、材料費相当額の申告は活動日当日に行うものとする。ただし、補填する額は当該活動日の寄付金額を上限とし、材料費相当額が妥当であるかは役員の協議をもって決定する。

3 即売会等での作品販売により得られた利益は、各作品の製作者へ支払うものとする。

第15条 予算

本会の活動に伴う予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

第16条 決算

本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

<個人情報>

第17条 個人情報の取り扱い

本会の活動上の必要性により個人情報を収集する場合は、都度、利用目的を通知するものとし、収集した個人情報は、本会の運営でのみ使用するものとする。また、保管する必要がなくなった個人情報は速やかに破棄する。

第18条 個人情報の開示

本会で収集した個人情報は、以下に掲げる場合に限り、会員の同意を得ず第三者へ開示することがある。

1. 裁判所、検察庁、警察またはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示を求められた場合
2. 人の生命、身体、財産の保護に必要であって、会員本人の同意を得るのが困難な場合
3. 法令により開示または提供が許容されている場合

<その他>

第19条 免責規定

本会及び本会員（代表及びその他の役員を含む。）は、本会の活動に伴い生じた事故等に関し、いかなる責任も負わず、各メンバーの自己責任とする。

2 ハンドメイド作品販売・商品管理に際し商品の紛失・盗難などの損失が生じた場合、会は会員に対し材料費の補填を行うが、原価以上の責任は負わないものとする。

第20条 規約の変更

この規則は、総会において議決を得なければ、変更することができない。

附則

- 2024年7月1日 団体設立
- 2026年2月11日 施行

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

住所

代表

印